

# 第 1 0 回取手市・藤代町合併協議会

日 時 平成 1 5 年 7 月 1 7 日 午後 3 時から

場 所 藤代町役場 全員協議会室（ 3 階 ）

取手市・藤代町合併協議会

## 第10回取手市・藤代町合併協議会次第

日時：平成15年7月17日午後3時から

場所：藤代町役場 全員協議会室（3階）

1. 開 会

2. あいさつ

3. 議 事

別紙のとおり

4. 閉 会

## 第10回取手市・藤代町合併協議会議事日程

### 1 報告事項

- (1) 取手市・藤代町合併協議会の設置に伴う覚書の一部を変更する覚書について
- (2) 取手市・藤代町合併協議会分科会の設置について

### 2 協議事項

- (1) 協議事項第4号 慣行の取扱いについて
- (2) 協議事項第5号 町名の取扱いについて

### 3 提案事項

- (1) 協議事項第9号 事務所の位置の取扱いについて

報告事項(1)

取手市・藤代町合併協議会の設置に伴う覚書の一部を変更する覚書

平成13年4月1日付けにて取手市(以下「甲」という。)と藤代町(以下「乙」という。)との間に成立した取手市・藤代町合併協議会の設置に伴う覚書の一部を次のとおり変更する覚書を交換する。

第4条の表を次のように改める。

補 職 名	氏 名	所 属
事務局長	中 島 哲 夫	取手市
事務局次長 兼ねて総務班長	渡 辺 文 男	藤代町
主任計画班長	坂 本 正 己	取手市
事業調整班長	小 板 橋 勲	藤代町
計画班長	斉 藤 俊 治	取手市
書記	牧 野 妙 子	取手市
書記	豊 島 寿	藤代町
書記	大 隅 正 勝	藤代町

この覚書は、平成15年7月1日から効力を生ずるものとする。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成15年7月1日

甲 取手市大字寺田5139  
取手市長 塚 本 光 男

乙 藤代町大字藤代700  
藤代町長 小 林 靖 男

報告事項（２）

取手市・藤代町合併協議会分科会規程

（設置）

第1条 この規程は、取手市・藤代町合併協議会専門部会規程（以下「規程」という。）第7条により、取手市・藤代町合併協議会分科会を設置する。

（所掌事務）

第2条 分科会は、取手市・藤代町合併協議会専門部会長（以下「部会長」という。）の指示を受け、取手市・藤代町の事務事業を専門的に協議又は調整するものとする。

（組織）

第3条 分科会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条 分科会は、次の役員を置く。

（１）分科会長 1名

（２）副分科会長 1名

2 役員は、別表のとおりとする。

（役員職務）

第5条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、部会長の要請により、又は分科会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 分科会長は会議の議長となる。

3 分科会長は、必要に応じて関係職員及び合併事務局職員の出席を要請することができる。

4 分科会は、必要に応じて関係する分科会と合同の会議を開催することができる。

（報告）

第7条 分科会長は、分科会の協議経過及び結果について、取手市・藤代町事務事業調整結果報告書（様式第1号）により、部会長に報告するものとする。

2 部会長は、前項の報告を精査し、速やかに合併事務局長に通知するものとする。

（庶務）

第8条 分科会の庶務は、分科会長の属する担当課が行う。

（補則）

第9条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月10日から施行する。

## 別表

分科会の名称及び委員（ は分科会長、 は副分科会長）

区 分	分科会	取手市	藤代町
		委員	委員
総務関係・消防部 会	総務分科会	庶務課長 監査事務局長 政策法務室長	総務課長 "
	人事分科会	人事課長	"
	電算分科会	情報広報課長	情報化推進室長
	住民分科会	市民課長	住民課長
	企画分科会	企画調整課長 秘書課長	政策推進課長 "
	財政分科会	財政課長	財政課長
	管財分科会	管財課長	"
	税分科会	課税課長 納税課長	税務課長 "
	会計分科会	会計課長	会計課長
	消防分科会	総務課長 予防課長 警防課長 指令課長 取手消防署長 吉田消防署長 戸頭消防署長	総務課長 予防課長 藤代北消防署長 藤代南消防署長
市民生活部会	福祉分科会	いきいき福祉課長 子育て支援課長 家庭福祉課長	社会福祉課長 高齢福祉課長
	介護分科会	介護保険課長	"
	国保年金分科会	国保年金課長	国保年金課長
	保健分科会	保健センター長 生涯健康づくり政策室課長	保健センター長
	環境分科会	環境保全課長	生活環境課長
	農林商工分科会	産業振興課長	産業経済課長
都市・建設部会	建設分科会	管理課長 道路課長 営繕課長	土木課長
	都市分科会	都市政策課長 水と緑の課長 都市排水課長 建築指導課長 まちづくり整備課長 中心市街地整備課長	都市整備課長 駅周辺整備課長
教育部会	学校教育分科会	総務課長 学校教育課長	学校教育課長
	生涯学習分科会	生涯学習課長	生涯学習課長
	公民館分科会	地域交流課長	中央公民館長
	スポーツ分科会	スポーツ振興課長	総合公園所長
	図書館分科会	図書館長	図書館長
各種委員会等部会	議会分科会	議会事務局長	議会事務局長
	農委分科会	農委事務局長	農委事務局長

(様式第1号)

取 手 市 ・ 藤 代 町 事 務 事 業 調 整 結 果 報 告 書

分科会名	要綱等の有無	有 ・ 無	要綱等の名称	主管課	取手市
事務事業名	事業実施による 財源の増減額			円	藤代町
NO	現 取 手 市	況 藤 代 町	調整結果及び財源の算出根拠		

協議事項第 4 号

慣行の取扱いについて

提 案 平成 13 年 8 月 24 日

取手市・藤代町合併協議会



取手市・藤代町 合併協議会の調整内容

協議項目	慣行の取扱いについて	関係項目	
調整の内容	市章については、現行の取手市章を使用する。 市民憲章については、新市において、新たに作成する。 「市の木」・「市の花」・「市の鳥」については、新市において新たに作成する。 取手市の都市宣言を適用する。但し、藤代町のみ都市宣言については、新市において対応する。		
	現 況 取手市 藤代町		調整の具体的内容
1	取手市章	藤代町章	現行の取手市章を使用する。
2	取手市民憲章	藤代町民憲章	新市において、新たに作成する。
3	取手市の「市の木」・「市の花」・「市の鳥」 市の木 もくせい 市の花 つつじ 市の鳥 フクロウ	藤代町の「町の木」・「町の花」・「町の鳥」 市の木 月桂樹 市の花 藤 市の鳥 カワセミ	新市において、新たに作成する。
4	都市宣言 暴力追放 暴走族追放 交通安全 自主納税 非核兵器平和 青少年健全育成 健康づくり	都市宣言 暴力追放 暴走族追放 非核平和 基本的人権尊重モデルの町 環境 けん銃追放 飲酒運転追放 薬物乱用撲滅 青色申告 有害図書追放	取手市の都市宣言を適用する。但し、藤代町のみ都市宣言については、新市において対応する。

附属資料（協議事項第 4号関係）

慣行の取扱について  
附属資料

提 案 平成 13 年 8 月 24 日

取 手 市 立 花 井 小 学 校 教 員 会

云 南 网 际 日 用 电 子 有 限 公 司

取手市・藤代町 合併協議会の調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	1 市、町章	
調整の内容	市章においては、現行の取手市章を使用する。			
現 取手市		況 藤代町		調整の具体的内容
<p>取手市章 「トリデ」を図案化 (昭和38年3月1日制定)</p> 	<p>藤代町章 「ふ」を鳥が羽ばたく形にデザイン。 (昭和40年10月31日制定)</p> 	<p>現行の取手市章を使用する。</p>		

取手市・藤代町 合併協議会の調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	2市、町民憲章	
調整の内容	新市において、新たに作成する。			
現 取手市		況 藤代町		調整の具体的内容
<p>取手市民憲章 (昭和50年11月3日制定)</p> <p>〔前文〕 わたくしたちは、大利根の豊かな流れ、木々の緑、太陽の光に恵まれた取手市民です。 わたくしたちは、取手をふるさとにもとこを誇りとし、みんなが心をひとつにし、明るく、住みよいまちを築くため市民憲章を定めます。</p> <p>わたくしたちは、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1.自然を愛し、緑の草木を育て、美しい花を咲かせます。</li> <li>2.のびやかな心と、しょうぶな体をつくります。</li> <li>3.力をあわせ助け合い、人の和を広げます。</li> <li>4.家庭を大切に、仕事にはげみます。</li> <li>5.いつもきまりを守り、平和なまちをつくります。</li> </ol>	<p>藤代町民憲章 (昭和60年9月2日制定)</p> <p>〔前文〕 わたくしたちは、小貝の清流にめぐみをうけ、自然と歴史にはぐまれた藤代町民です。 緑豊かな文化都市を目指す町民として、誇りをもち、明日への願いをこめて、ここに町民憲章を定めます。</p> <p>自然を愛し、水と緑をまもり、理想の郷土をつくります。 心身をきたえ、仕事にはげみ、伸びゆくまちをつくります。 きまりを守り、たがいに助けあい、思いやりのあるまちをつくります。 ひとりひとりが教養を深め、香り高い文化のまちをつくります。 伝統を大切に、未来に向かって活力あふれるまちをつくります。</p>	<p>新市において、新たに作成する。</p>		

# 取手市・藤代町 合併協議会の調整内容

取手市・藤代町 合併協議会の調整内容

協議項目	慣行の取扱い	関係項目	3 市・町の木、花、鳥
調整の内容	新市において、新たに作成する。		
現 取手市		況 藤代町	
<p>取手市の「市の木」・「市の花」・「市の鳥」</p> <p>1. 市の木      もくせい      (昭和47年5月11日制定)</p> <p>2. 市の花      つつじ      (昭和47年5月11日制定)</p> <p>3. 市の鳥      フクロウ      (平成13年1月1日制定)</p> <p>・市の木、花の制定 市政1周年を記念し、公募の中からそれぞれの木花を数点ずつ選び、市民の人気投票により制定した。</p> <p>・市の鳥 市政30周年を記念し、公募の中から、落ち着いて親しみの持てる風貌、福を呼ぶ鳥として愛されていること、そして、フクロウの生息できる環境を保護することが大切であるとして、市の鳥として制定した。</p>	<p>藤代町の「町の木」・「町の花」・「町の鳥」</p> <p>1. 町の木      月桂樹      (昭和55年8月1日制定)</p> <p>2. 町の花      藤      (昭和55年8月1日制定)</p> <p>3. 町の鳥      カワセミ      (平成7年10月22日制定)</p> <p>町の木 樹勢の強靱な「月桂樹」は、勝利のシンボルとしても知られており、今後ますます発展の期待される藤代町の象徴にふさわしいということから、合併25周年記念事業として決められた。</p> <p>町の花 合併25周年記念事業として、藤代町の頭文字である「藤」をそのまま生かし、藤の花の色が未来に夢を託す7色の虹の基調となる薄紫であることから決められた。</p> <p>・町の鳥 「カワセミ」は、色鮮やかな水鳥として知られており、いつまでも美しい水と緑の故郷を守りたいという町民の願いから、合併40周年記念事業として決められた。</p>	<p>新市において、新たに作成する。</p>	

取手市・藤代町 合併協議会の調整内容

協議項目	慣行の取扱いについて	関係項目	4 都市宣言
調整の内容	取手市の都市宣言を適用する。但し、藤代町のみ都市宣言については、新市において対応する。		
現 取手市		況 藤代町	
<p>都市宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暴力追放 (昭和47年宣言)</li> <li>暴走族追放 (昭和55年宣言)</li> <li>交通安全 (昭和46年宣言)</li> <li>自主納税 (昭和48年宣言)</li> <li>非核兵器平和 (昭和60年宣言)</li> <li>青少年健全育成 (昭和61年宣言)</li> <li>健康づくり (平成3年宣言)</li> </ul>	<p>都市宣言</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>暴力追放 (平成3年宣言)</li> <li>暴走族追放 (昭和55年宣言)</li>   <li>非核平和 (昭和60年宣言)</li> <li>基本的人権尊重モデルの町 (昭和52年宣言)</li> <li>環境 (平成4年宣言)</li> <li>けん銃追放 (平成8年宣言)</li> <li>飲酒運転追放 (平成11年宣言)</li> <li>薬物乱用撲滅 (平成12年宣言)</li> <li>青色申告 (昭和58年宣言)</li> <li>有害図書追放 (昭和55年宣言)</li> </ul>	調整の具体的内容 取手市の都市宣言を適用する。但し、藤代町のみ都市宣言については、新市において対応する。	



## 慣行の取扱いに関する法令

【法令】 特になし

## 先進市事例

### 【新設合併】

#### ひたちなか市

- (1) 市章  
新たに市章を定める。
- (2) 市民憲章  
合併後検討機関を設け、新たに市民憲章を定める。
- (3) 市の花、木、鳥  
合併後検討機関を設け、新たに市の花、木、鳥の選定を行う。
- (4) 都市宣言  
核兵器廃絶平和都市宣言については、宣言文を統一し、都市宣言を行う。  
スポーツ健康都市宣言については、新市において調整する。
- (5) 市民祭り  
市民主導による新市の夏祭りとするよう調整に努める。また、花火大会は、観光協会事業として一本化した取組みを行うよう調整に努める。
- (6) 産業祭  
新市の産業祭として、総合的な一大イベントへ拡充する。
- (7) 消防出初式  
合併後統一して行う。

#### あきる野市

- (1) 市章は、新市において新たに定める。
- (2) 市の花、木、鳥は、新市において新たに定める。
- (3) 清浄都市宣言、清浄都市憲章、交通安全都市宣言、スポーツと音楽のち宣言は、新市において調整する。
- (4) 2市町独自の行事については、現行とおりとし、その範囲を拡大する。
- (5) 2市町村共通の内容の行事については、新市において調整する。

#### 篠山市

- (1) 町章、町民憲章、町木、町花及び町歌については、新町において新たに定めるものとする。
- (2) 宣言及び表彰については、新町において調整するものとする。
- (3) 各町類似の事業等については、原則として新町において調整するものとする。
- (4) 各町独自の事業等については、原則として現行のとおりとする。

## 西東京市

- (1) 市章は、新市において調整する。
- (2) 市民憲章及び高齢者憲章（保谷市のみ）は、新市において調整する。
- (3) 市の木、市の花、市の鳥（保谷市のみ）は、新市において調整する。
- (4) 都市宣言は、新市において調整する。

## 【編入合併】

### 鹿嶋市

- (1) 市章  
鹿嶋町の町章を市章とする。
- (2) 市民憲章  
当面は鹿嶋町の町民憲章を用いるものとし、合併後検討機関を設け、新たに市民憲章の制定を行う。
- (3) 市の花、木、鳥  
当面は鹿嶋町の花、木、鳥を用いるものとし、合併後検討機関を設け、新たに市民憲章の制定を行う。

### 潮来市

- (1) 市章  
当面、潮来町の町章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け新たに市章を制定する。
- (2) 市民憲章  
当面、潮来町の町民憲章を用いるものとし、合併後に検討機関を設け新たに市章を制定する。
- (3) 市の花、木、鳥、歌等  
当面、潮来町の花、木、鳥、歌等を用いるものとし、合併後に検討機関を設け新たに市章を制定する。

### 野田市

- (1) 市章  
野田市章を使用します。なお、関宿町章を尊重し、例えば、関宿町の公民館等において何らかの形で継承するなど、新市において住民の意向を踏まえて検討を行います。
- (2) 市民憲章  
両市町の内容に違いがあるので、野田市の制度を適用します。ただし、関宿町民憲章は関宿地域の憲章として継承していきます。
- (3) 市の花、木、鳥  
現行の野田市の花、木、鳥を使用します。なお、関宿町の花・木を尊重し、例えば、関宿町の公民館等において何らかの形で継承するなど、新市において住民の意向を踏まえて検討を行います。

協議事項第 5 号

町名の取扱いについて

提 案 平成 13 年 8 月 24 日

取手市・藤代町合併協議会

取手市 ・ 藤代町 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協 議 項 目	町名の取扱いについて			関 係 項 目	
調 整 の 内 容	(1) 2市町の町・字の区域は従前のとおりとする。 (2) 名称については、両市町ともに「大字」を除くものとする。				
現 況		現 況		調 整 の 具 体 的 内 容	
取 手 市		藤 代 町			
1 町・字名の取り扱い (1) 町名 大字青柳 青柳一丁目 大字市之代 大字稲 大字井野 井野一丁目 井野二丁目 井野三丁目 井野台一丁目 井野台二丁目 井野台三丁目 井野台四丁目 井野台五丁目 井野団地 大字小堀 大字小文間 大字貝塚 大字上高井 大字桑原 駒場一丁目 駒場二丁目 駒場三丁目 駒場四丁目 大字米ノ井 大字下高井 新取手一丁目 新取手二丁目 新取手三丁目 新取手四丁目 新取手五丁目	新町一丁目 新町二丁目 新町三丁目 新町四丁目 新町五丁目 新町六丁目 大字台宿 台宿一丁目 台宿二丁目 中央町 大字長兵新田 大字寺田 大字戸頭 戸頭一丁目 戸頭二丁目 戸頭三丁目 戸頭四丁目 戸頭五丁目 戸頭六丁目 戸頭七丁目 戸頭八丁目 戸頭九丁目 大字取手 取手一丁目 取手二丁目 取手三丁目 中原町 西一丁目 西二丁目 大字野々井	白山一丁目 白山二丁目 白山三丁目 白山四丁目 白山五丁目 白山六丁目 白山七丁目 白山八丁目 東一丁目 東二丁目 東三丁目 東四丁目 東五丁目 東六丁目 本郷一丁目 本郷二丁目 本郷三丁目 本郷四丁目 本郷五丁目 大字吉田	町・字名の取り扱い (1) 町名 大字大留 大字大曲 大字岡 大字押切 大字神住 大字片町 大字上萱場 大字萱場 大字神浦 大字柗木 大字毛有 光風台一丁目 光風台二丁目 光風台三丁目 大字小浮気 桜が丘 大字山王 大字渋沼 大字清水 大字下萱場 大字新川 大字高須 大字中内 大字中田 大字配松 大字浜田 大字平野 大字藤代 双葉一丁目 双葉二丁目		

## 町名の取扱いに関する法令

### 【法令】

地方自治法（昭和22年・法律第67号）

第260条（市町村区域内の町又は字の区域）

政令で特別の定をする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。
- 3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

## 先進事例

### 北上市

- (1) 三市町村の町・字の区域は従前のとおりとする。
- (2) 名称については、和賀町においては和賀郡を北上市に、江釣市村においては和賀郡江釣市村を北上市に置き換えるものとする。なお、北上市においては簡略化の方向で検討する。

### ひたちなか市

2市の町字名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似町字名については、2市の長が別に協議して定めるものとする。

勝田市においては「勝田」、那珂湊市においては「湊」を冠に付した。

・同一・類似町字名

勝田市 - 中央町、泉町、本町、中原町

那珂湊市 - 中央一丁目、中央二丁目、泉町、本町、中原

(例) 勝田中央町、湊中央一丁目

### あきる野市

2市町の町・字の名称及び区域は、従前のとおりとする。

### 篠山市

4町の区域内の町・字の区域及び名称は、従前のとおりとする。

### 西東京市

2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、両市に共通する本町については、田無市本町を市田無町（たなしちょう）に、保谷市本町を市保谷町（ほうやちょう）に変更し、また、田無市ひばりが丘団地については市ひばりが丘三丁目に統合する。

### 潮来市

両町の字の区域及び名称は、現行どおりとする。

協議事項第 9 号

## 事務所の位置の取扱いについて

提 案 平成 15 年 7 月 17 日

取 手 市 ・ 藤 代 町 合 併 協 議 会

取 手 市 ・ 藤 代 町 合 併 協 議 会 の 調 整 内 容

協議項目	事務所の位置の取扱について		関係項目		
協議の内容	現在の取手市役所の位置とする。				
NO	現 況 取 手 市		藤 代 町		調整の具体的内容
	<p>取手市役所</p> <p>住 所 取手市大字寺田5 1 3 9番地</p> <p>施設規模 地上4階(議会棟2階)、地下1階</p> <p>敷地面積 28,597㎡</p> <p>建物面積 8,138㎡</p> <p>駐 車 場 15台</p> <p>竣 工 昭和45年 8月 (3・4階構築 昭和49年 3月) (新庁舎 平成 6年 3月)</p> <p>交 通 常磐線寺原駅(約300m、徒歩約4分) 80m/分</p> <p>主な隣接公共施設・官公署 社会福祉協議会、シルバー人材センター、取手第二中学校 ファミリーサポートセンター、勤労青少年体育館、 高齢者福祉事業団(約800m)、消防本部(約1,300m) 白山公民館・働く婦人の家(約600m) 取手警察署(約1,500m)、取手郵便局(約300m)</p>		<p>藤代町役場</p> <p>住 所 藤代町大字藤代7 0 0番地</p> <p>施設規模 地上3階(議会棟4階)</p> <p>敷地面積 17,840㎡</p> <p>建物面積 6,642㎡</p> <p>駐 車 場 213台</p> <p>竣 工 平成 2年 4月</p> <p>交 通 常磐線藤代駅(約500m、徒歩約6分) 80m/分</p> <p>主な隣接公共施設・官公署 保健センター、ミニシルバー人材センター、福祉作業所、 社会福祉協議会、中央公民館(約500m)、 消防本部・総合公園(約1,500m)、 勤労者体育センター(約600m)、藤代郵便局(約300m) 取手警察署藤代幹部派出所 ふじしろ中央図書館 小貝川生き生きクラブ</p>		<p>現在の取手市役所の位置とする。</p>

